

大和市都市農業振興基本計画



2019年(平成31年)3月
大和市

「はじめに」

大和市は、健康を市政運営の中心に据え、「健康都市」の実現を目指しています。健康は、日々の生活の基本であり、幸福を追求するために、とても大切なものです。市民一人ひとりの健康的な生活の実現に向け、様々な取り組みを実行している本市において、「食」はとても大切な要素であり、その「食」を支えているのが農業であります。



本市の農業は、農地と住居地域が近いといった都市農業の特徴があり、消費地に近く「新鮮な農産物」が供給できます。市民をはじめ消費者の皆様には、本市で採れた新鮮で美味しい農産物を食し、健康になって頂きたいと考えております。

一方、後継者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の減少などにより、本市の農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

また、近年、全国的に都市農業に対する見方は大きく変わりつつあります。食の安全への意識の高まりとともに、身近な農地で生産された新鮮で安全・安心な野菜が高く評価されており、自ら農作物を育てたいといったニーズも高まっています。

ゆとりや潤いを求めるライフスタイルや、価値観の広がり、東日本大震災を経た防災意識の向上等により、都市の中にある農地は良好な生活環境を形成する貴重な緑地や災害時の避難場所としての役割が見直されています。

このような状況を踏まえ、国においては2015年4月に都市農業振興基本法を制定し、2016年5月に都市農業振興基本計画を策定しました。

本市では、こうした大和の農業を取り巻く環境を踏まえて、「都市農業を守り、持続可能な発展を目指す」ため、今後10年間を見据えた「大和市都市農業振興基本計画」を策定しました。

本計画の推進にあたり、農業者、農業関係団体、民間事業者や市民の皆様には、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご協力をいただきました農業者、農業団体をはじめ、関係機関の皆様、並びに貴重なご意見を頂きました市民の皆様にお礼を申し上げます。

2019年3月

大和市長 大木 哲

目次

第1章 大和市都市農業振興基本計画について	1
第1節 計画策定の目的.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 計画の期間.....	1
第2章 大和市農業の現状と課題	3
第1節 大和市の概要.....	3
第2節 大和市農業の現状.....	4
第3節 大和市農業の課題.....	8
第3章 大和市の都市農業が目指す方向性	10
第1節 将来像.....	10
第2節 基本方針.....	10
第3節 施策の体系.....	12
第4章 将来像の実現に向けた取り組み	13
第1節 取り組み内容.....	13
第2節 目標数値の設定.....	22
第5章 計画の推進	23
第1節 計画推進体制の確立.....	23
第2節 計画の進行管理.....	24
資料編	25
用語解説.....	25

第1章 大和市都市農業振興基本計画について

第1節 計画策定の目的

本市は、小田急江ノ島線、東急田園都市線、相鉄本線が乗り入れ、8つの駅が市内にバランスよく存在し、その沿線には医療、福祉、商業等の生活サービス施設が充実している生活利便性の高い環境が形成されているまちであり、約23万人が居住する大消費地である側面を持ちます。

本市の農業は、こうした都市部に存在するという立地条件を活かし、市民への直接販売による農業経営が行われており、生産は少量多品目で野菜や果樹などを栽培しています。

一方、後継者不足等による担い手の減少や相続を契機とした農地の減少など様々な課題を抱えています。

そこで本計画においては、本市の農業の現状と課題の整理を行い、目指す都市農業の将来像を掲げ、持続可能な都市農業の実現に向けた取り組みを推進することで本市の農業振興を図ります。

第2節 計画の位置付け

本計画は、大和市の都市農業振興を推進するための計画であり、上位計画である「健康都市やまと総合計画」や、「大和市都市計画マスタープラン」、「大和市環境基本計画」、「大和市緑の基本計画」、「大和農業振興地域整備計画」など関連する計画等と整合を図りながら策定します。

なお、本計画は都市農業振興基本法第10条第1項の規定に基づく地方計画として策定するものです。

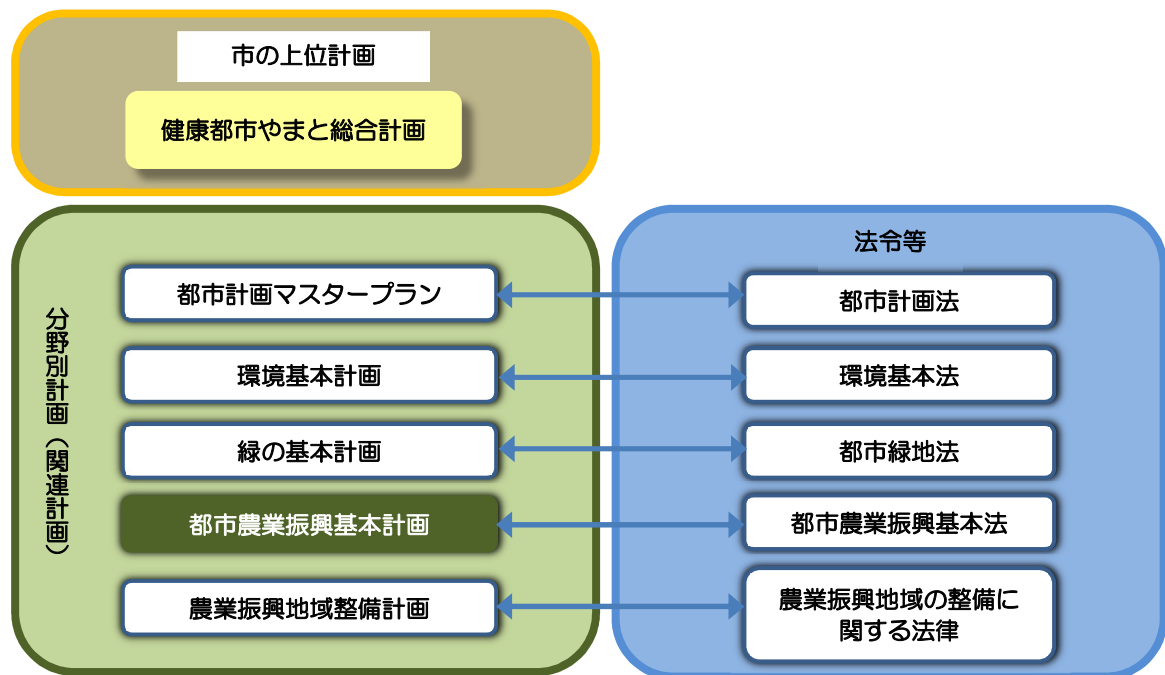


図 1-1 大和市都市農業振興基本計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画は、2019年度から2028年度までの10年間の計画とします。

ただし、経済・社会情勢の変化や施策の進行状況などにより、必要に応じて見直しを行うものとします。

都市農業の多様な機能



(1) 農畜産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農畜産物を供給する機能

(2) 防災の機能

災害時の延焼防止、地震時の避難場所等の防災空間としての機能

(3) 良好な景観の形成の機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能

(4) 国土・環境の保全の機能

都市の緑地として、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全等に資する機能

(5) 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生活者と都市住民の交流の場を提供する機能

(6) 農業に対する理解の醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

第2章 大和市農業の現状と課題

第1節 大和市の概要

(1) 位置・地勢

本市は、神奈川県のおおぼ中央に位置し、東京都心から約 40km 圏内、また横浜市中心部からは約 15km 圏内にあります。北は相模原市に隣接し、東は横浜市と町田市、南は藤沢市、西は座間市、海老名市と綾瀬市にそれぞれ接しています。

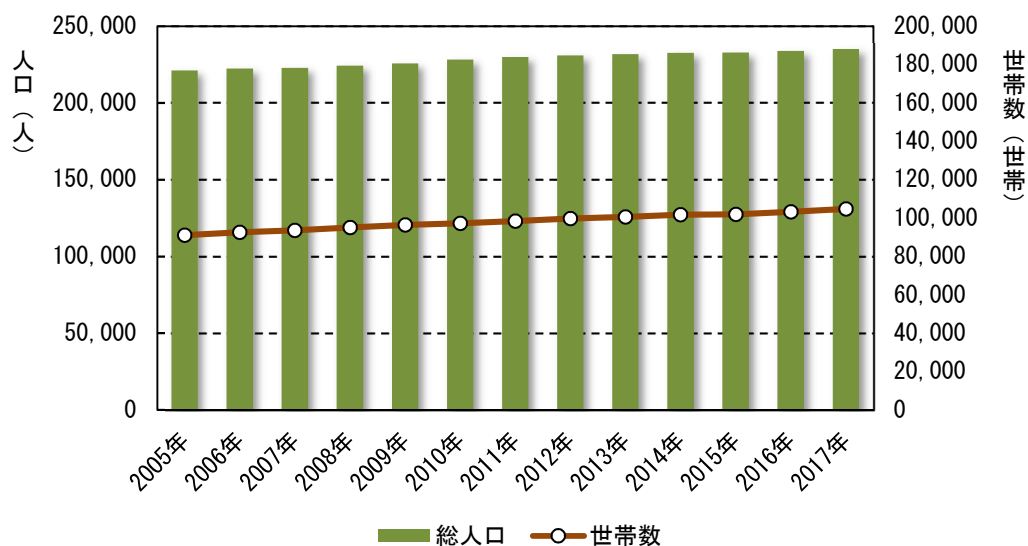
面積は 27.09 km²であり、東西 3.22km、南北 9.79km と南北に細長く、相模野台地の中央東部に位置し、地形は南北に比較的緩やかに傾斜しており、東側を境川、西側を引地川が流れ、ともに藤沢市を通過して相模湾に注いでいます。



図2-1 大和市位置図

(2) 人口・世帯数

本市の人口は、2017年10月1日現在で235,190人、世帯数は104,794世帯となっています。2005年からの推移をみると、人口、世帯数ともに緩やかに増加傾向を続けています。



(資料：住民基本台帳 各年10月1日時点)

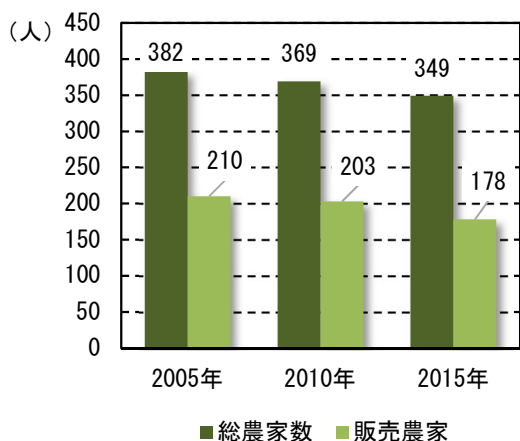
図2-2 人口・世帯数の推移

第2節 大和市農業の現状

(1) 農家数の状況

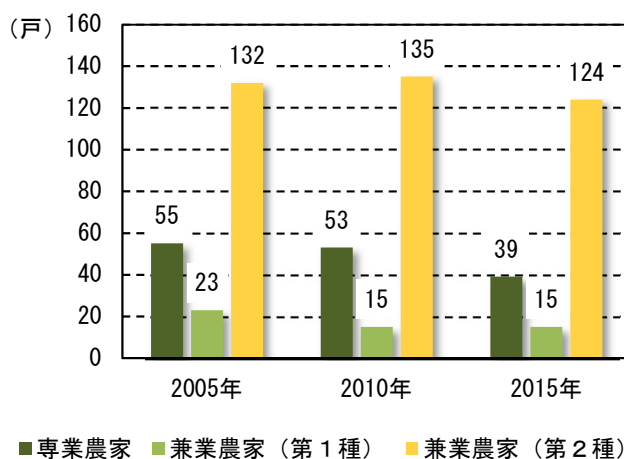
農林業センサス¹における2015年の本市の総農家数は349戸、販売農家数は178戸となっています。2005年の総農家数は382戸、販売農家数は210戸であったことから、2005年から10年間で総農家数は33戸、販売農家数は32戸減少となりました。

2015年の販売農家の内訳は、専業農家が39戸（販売農家の21.9%）、兼業農家（第1種）が15戸（同8.4%）、兼業農家（第2種）が124戸（同69.7%）であり、兼業農家（第2種）の占める割合が高くなっています。



(資料：農林業センサス)

図2-3 総農家数の推移



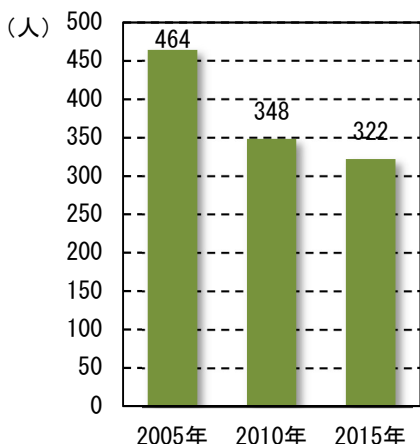
(資料：農林業センサス)

図2-4 専兼業別農家数の推移

(2) 農業就業人口の状況

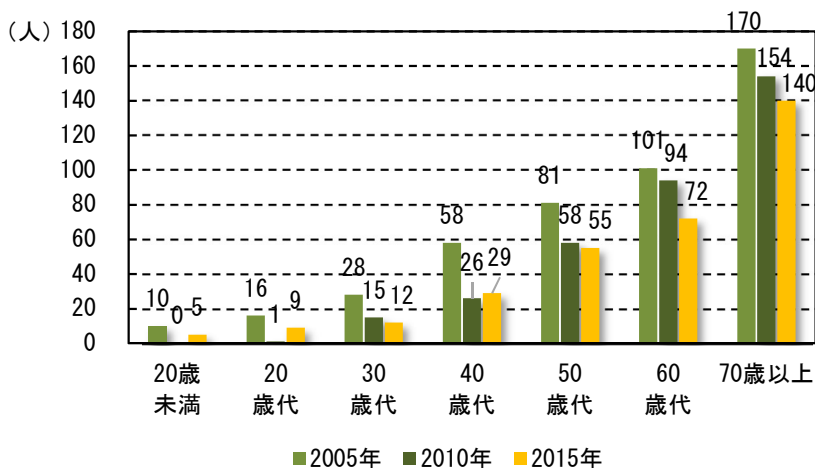
農林業センサス2015年における本市の販売農家の農業就業人口は322人となっており、2005年は464人であったことから、2005年から10年間で142人減少しています。

年齢別にみると、2015年では70歳以上が最も多く、次いで60歳代、50歳代の順に多くなっており、2005年と比較すると全年齢層で減少していることが分かります。



(資料：農林業センサス)

図2-5 農業就業人口の推移



(資料：農林業センサス)

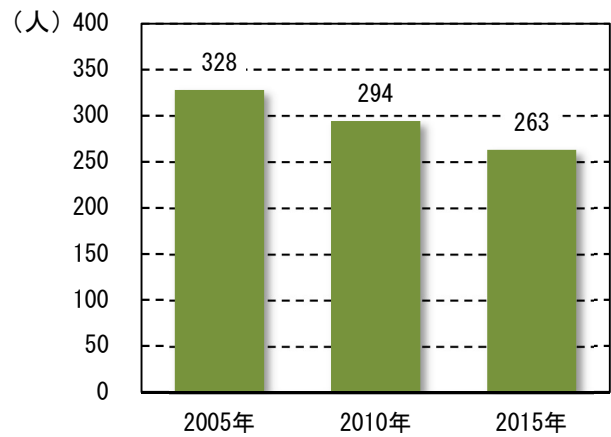
図2-6 年齢別農業就業人口の推移

¹ 農林水産省が5年ごとに農林業を営んでいるすべての農家、林家や法人を対象に実施する調査。農林業・農山村の現状と変化を的確に捉え、きめ細かな農林行政を推進することを目的としています。

(3) 基幹的農業従事者

農林業センサス 2015 年における本市の基幹的農業従事者²は 263 人となっており、2005 年は 328 人であったことから、2005 年から 10 年間で 65 人減少しています。

また、2015 年の基幹的農業従事者の平均年齢は 66.1 歳です。

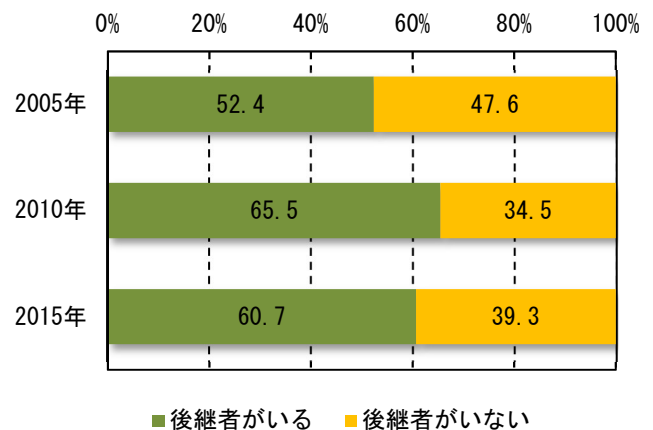


(資料：農林業センサス)

図2-7 基幹的農業従事者の推移

(4) 農業後継者

農林業センサス 2015 年における大和市の販売農家の後継者の状況を見ると「後継者がいる」は 60.7%、「後継者がいない」は 39.3% となっており、2005 年の「後継者がいない」の 47.6%より改善しているものの、約 4 割の販売農家で後継者不足となっております。



(資料：農林業センサス)

図2-8 販売農家の後継者の有無

(5) 農地の分布状況

本市の農地の分布状況を見ると、生産緑地地区は市北部の中央林間・つきみ野地域と南林間・鶴間地域、市南部の高座渋谷地域に比較的まとまって分布しており、市街化区域における貴重な緑地空間となっています。

農業振興地域における農地の分布状況を見ると、下和田地区に田が広がり、上和田及び福田地区に畑がまとまって分布しており、本市の農業生産の中心的な地区となっています。

² 農業に主として従事した世帯員（農業就業人口）のうち、調査期日前 1 年間のふだんの主な状態が「仕事に従事していた者」のことをいいます。

(資料：2015年都市計画
基礎調査より編集)

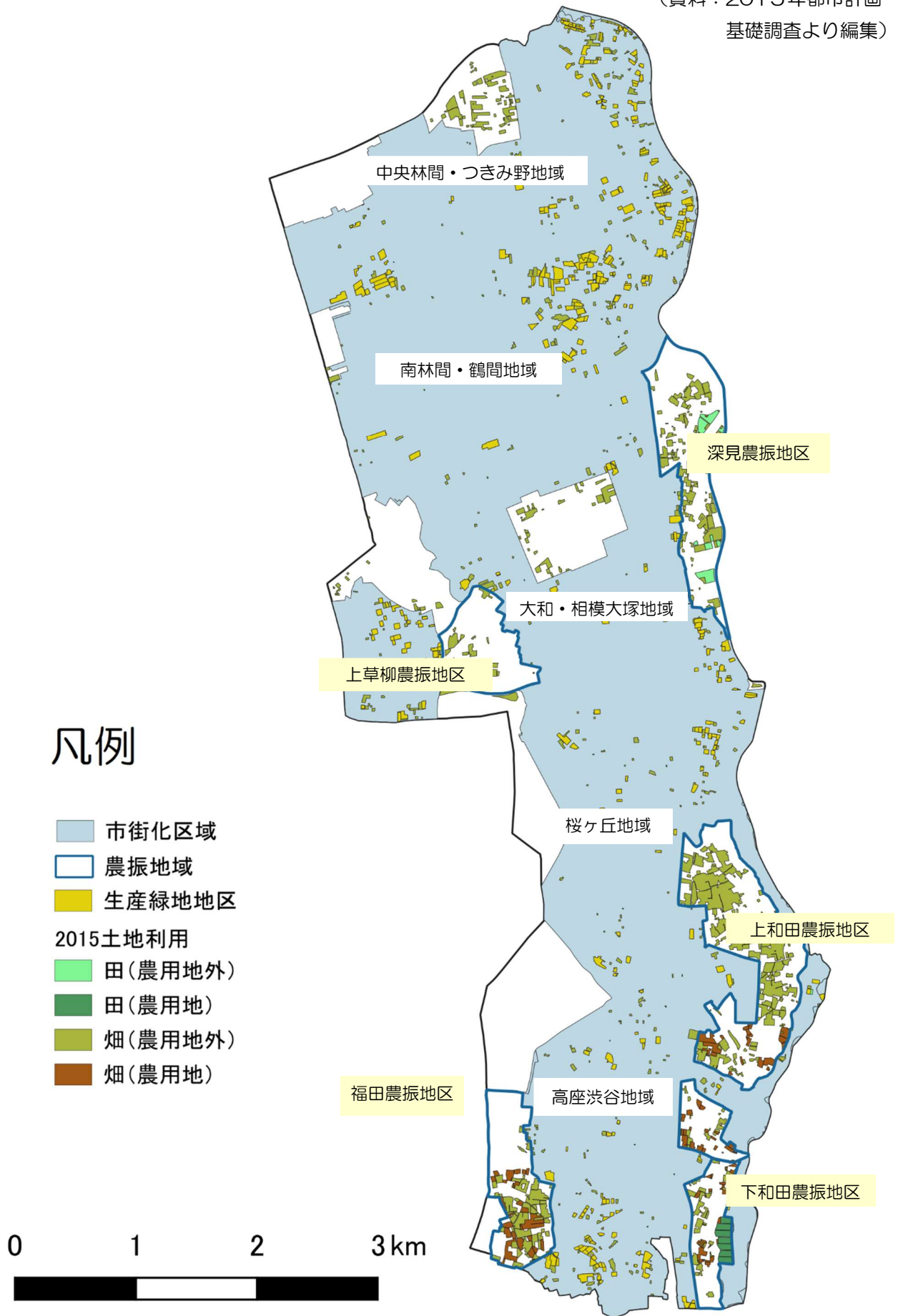
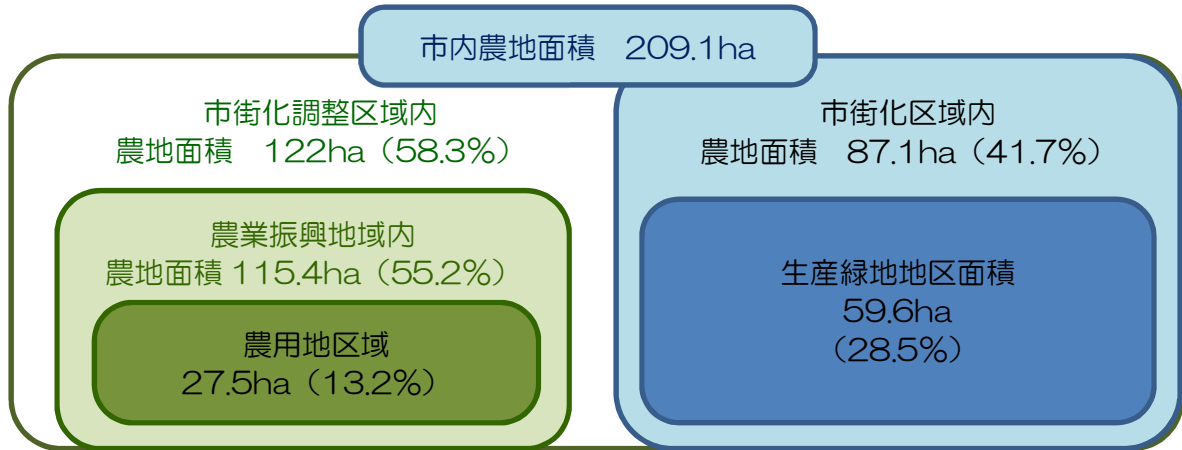


図2-9 市内の農地の分布

(6) 農地面積

市内の農地面積は 209.1ha で、市街化区域内の農地は 87.1ha（農地面積の約 42%）であり、生産緑地地区は 59.6ha（同約 29%）となっています。

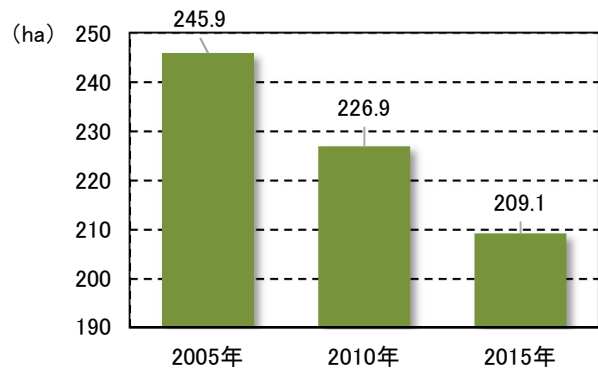
市街化調整区域の農地は 122ha（同約 58%）であり、農業振興地域の農地は 115.4ha（同約 55%）、農用地区域が 27.5ha（同約 13%）となっています。



(資料：2015年農地基本台帳より算出)

図2-10 市内の農地構成

なお、農地面積は 2015 年が 209.1 ha となっており、2005 年は 245.9 ha であったことから、2005 年から 10 年間で 36.8 ha 減少しています。

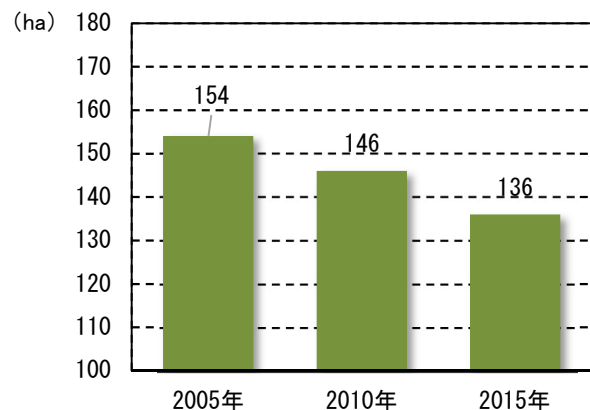


(資料：農地基本台帳より算出)

図2-11 農地面積の推移

(7) 経営耕地面積

農林業センサス 2015 年における本市の経営耕地面積³は 136 ha となっており、2005 年は 154 ha であったことから、2005 年から 10 年間で 18 ha 減少しています。



(資料：農林業センサス)

図2-12 経営耕地面積の推移

³ 調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計です。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）-貸付耕地-耕作放棄地+借入耕地

第3節 大和市農業の課題

(1) 担い手の育成・確保

農業に従事されている方々の高齢化に関する問題は、農山村地域の農業だけの問題ではありません。都市農業である本市においても同様の課題であり、農林業センサスによると、2015年における基幹的農業従事者の平均年齢は66.1歳であり、今後もさらに高齢化することが見込まれます。また、基幹的農業従事者数をみると、2005年の328人に対し2015年は263人と約20%減少しており、担い手不足が顕在化している状況がみられました。

本市の都市農業を持続可能なものとするべく、様々な施策を実行する一方で、農業の担い手は、各農業者の近親者が相続を契機に継いでいくだけではなく、新規就農者、民間事業者等の農業参入など、担い手となりえる多様な人々を確保していく必要があります。

(2) 地産地消の推進

本市では、生産者と消費者の距離が近いという都市農業の特徴を活かした「地産地消」を推進しています。

市内の農業者の中には、朝霧市・夕やけ市・おさんぼマートなどの直売市にて市内産の新鮮な農産物を販売しており、各農業者等が地産地消を推進するため、新鮮で安心な地場農産物⁴の供給を行っています。市民をはじめとした消費者に対して、新鮮で安心な地場農産物を供給し、「食」を通じた健康づくりを図るため、そして農業者の経営を安定的なものとするためには、今後、更に地産地消を推進していく必要があります。



(3) 農作業に親しめる場等の提供

本市では、これまで農業体験や農業を通じた交流活動に対する支援を進めてきています。

近年のライフスタイルの変化から農業に触れ合いたい、体験したいといったニーズは高まっており、本市ではこれらのニーズに応えるため、市民農園を市内全域に21農園931区画(2018年4月時点)整備しています。

⁴ 本計画では大和市内産の農畜産物のことをいいます。

市民農園利用者は耕うん、種まきから収穫まで行っており、農作業により体を動かすことで「健康づくり」につながるほか、野菜等の栽培を通じて利用者同士で情報・意見交換を行うなど、交流の場ともなっています。

今後、高齢の方々だけではなく地域の人々の居場所・交流の場の一つとして、本市としては市民農園など「農作業に親しめる場」は重要な施設等と考えており、引き続き、市民農園の整備を進めるとともに、農業体験を通じた農業者と市民の交流などを行うことができる取り組みを推進していく必要があります。

(4) 農地の保全・活用

本市の経営耕地面積は2005年の154haに対し、2015年は136haであり、10年間で18ha減少しています。この主たる要因としては、後継者不足などによる担い手の減少や相続等による農地の減少などが大きく関係していると捉えています。

全国的に急激な人口減少と少子高齢化が進み、都市づくりのあり方について大きく転換することが求められている中で、都市農地については、これまでの“宅地化すべきもの”から“都市にあるべきもの”として認識をし直すことが重要とされています。

こうした背景から、国は2017年5月に生産緑地法を一部改正し、市町村が条例を制定することにより生産緑地地区の面積要件を現行の500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となったほか、当初指定から30年経過した生産緑地地区の買取り申出の期限を10年ごとに延長できるといった「特定生産緑地制度」が創設されるなど生産緑地地区の保全につながる動きがありました。

また、都市農地の貸借の円滑化に関する法律が2018年9月に施行され、生産緑地地区内にある農地の保全につながる仕組みが創設されるなど、都市内にある農地は貴重な資源であるとの認識のもと、これらの法の改正等が行われました。

農地は農産物を生産するうえで欠かせないものであり、本市の都市農業を振興するうえで農地を保全し、活用していくことは重要な課題となっています。

(5) 防災など多様な機能の発揮

都市農業は農産物の供給という市民をはじめとした消費者の食生活を支える機能以外にも、「防災の機能」「良好な景観の形成の機能」「国土・環境の保全の機能」「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」「農業に対する理解の醸成の機能」といった多様な機能を持っています。

都市農業を持続可能なものとし、本市の安全性、快適性などを更に向上させていくためには、都市農業が持つ多様な機能を適切かつ十分に発揮させることが必要となります。

第3章 大和市の都市農業が目指す方向性

第1節 将来像

都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」

本市の都市農業は生産地と消費地が共存しており、生産者と消費者の距離が近いという特徴があります。担い手の高齢化、後継者不足、農地の減少など様々な課題がありますが、本市は農業者をはじめ、農業団体等の関係機関の協力もあり、消費者に対して新鮮で安心な農産物の供給が行えています。また、農産物の供給以外にも、下和田地区などでは昔ながらの田園風景が残り、潤いのある農景観が形成されているほか、本市の都市農業は防災の機能、環境保全、交流の場など多様な機能を発揮しています。

今後も本市の都市農業を守り、今の世代、そしてこれからの世代にとって魅力ある産業として持続的な発展を目指していきます。

第2節 基本方針

将来像の実現に向け、“地場農産物の地元での消費を拡大する”、“「農」⁵とふれあい、「農」への理解と関心を高める”、及び“農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす”の3つを基本方針とし、都市農業に関する施策を展開していきます。

基本方針1

地場農産物の地元での消費を拡大する

本市の農業者の多くは、家族経営であることや消費者ニーズに応えるため、野菜などを少量多品目で栽培しています。少量多品目の生産は、農山村地域のように一品目を大規模農地にて大型機械等を導入し、効率的に大量生産することとは異なり、手間やコストがかかっており、これに応じた適正な価格で販売していく必要があります。

それには、こうした市内農業者の努力により生産された地場農産物が、新鮮・安心であり質が良いものであるということ、市民をはじめとした消費者に認知してもらうことが必要です。

そこで、本計画では、“地場農産物の地元での消費を拡大する”を第一の基本方針とし、具体的には「1-1 地場農産物の供給機能を高める」、「1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす」の2つの施策を展開していきます。

1-1 地場農産物の供給機能を高める

1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす

⁵ 本計画においては、農地で野菜等を育てる以外にも、農地を土地そのものとして捉えるほか、緑地として、また、建物が建っていないオープンスペースとして捉えるなど、農業や農地等がもつ多様な機能を概念的に「農」として位置付けています。

基本方針2

「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める

近年のライフスタイルの変化から農業に触れ合いたい、体験したいといったニーズは高まっています。市民農園は農作業を通じて、利用者の情報・意見交換や交流の場となっており、現在、市内には区画を貸し出す市民農園が21農園ありますが、市北部及び市中部地域では利用を希望する人が多い傾向が続いています。

また、農業には農産物の供給以外にも、潤いをもたらす農景観など多様な機能がありますが、これらの魅力が十分に認知されていない面があります。このことから、市民に本市の都市農業が持つ多様な機能について認識を深めてもらうため、ホームページなど様々な媒体を活用した広報・周知活動などを展開していきます。

そこで、本計画では、市民農園の整備や大和市の都市農業の周知・広報活動などの取り組みを含めた“「農」とふれあい、「農」への理解と関心を高める”を第二の基本方針とし、具体的には、「2-1 「農」とふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る」を施策として展開していきます。

2-1 「農」とふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る

基本方針3

農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

農業経営の基盤となる経営耕地面積の減少傾向が続いていることから、本市の都市農業を守り、持続可能なものとするため農地の適正な維持管理を進める必要があります。

また、本市で2015年10月1日から開始している「大和市防災協力農地登録制度」など、農産物の供給以外にも都市農業が併せ持つ「防災の機能」をはじめとした多様な機能を発揮していくことも大切となります。

そこで、本計画では、“農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす”を第三の基本方針とし、具体的には、「3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する」、「3-2 「農」の多様な機能を活用する」の2つの施策を展開していきます。

3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する

3-2 「農」の多様な機能を活用する

第3節 施策の体系

将来像である都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」を実現するため、「施策の体系」に基づき取り組んでいきます。

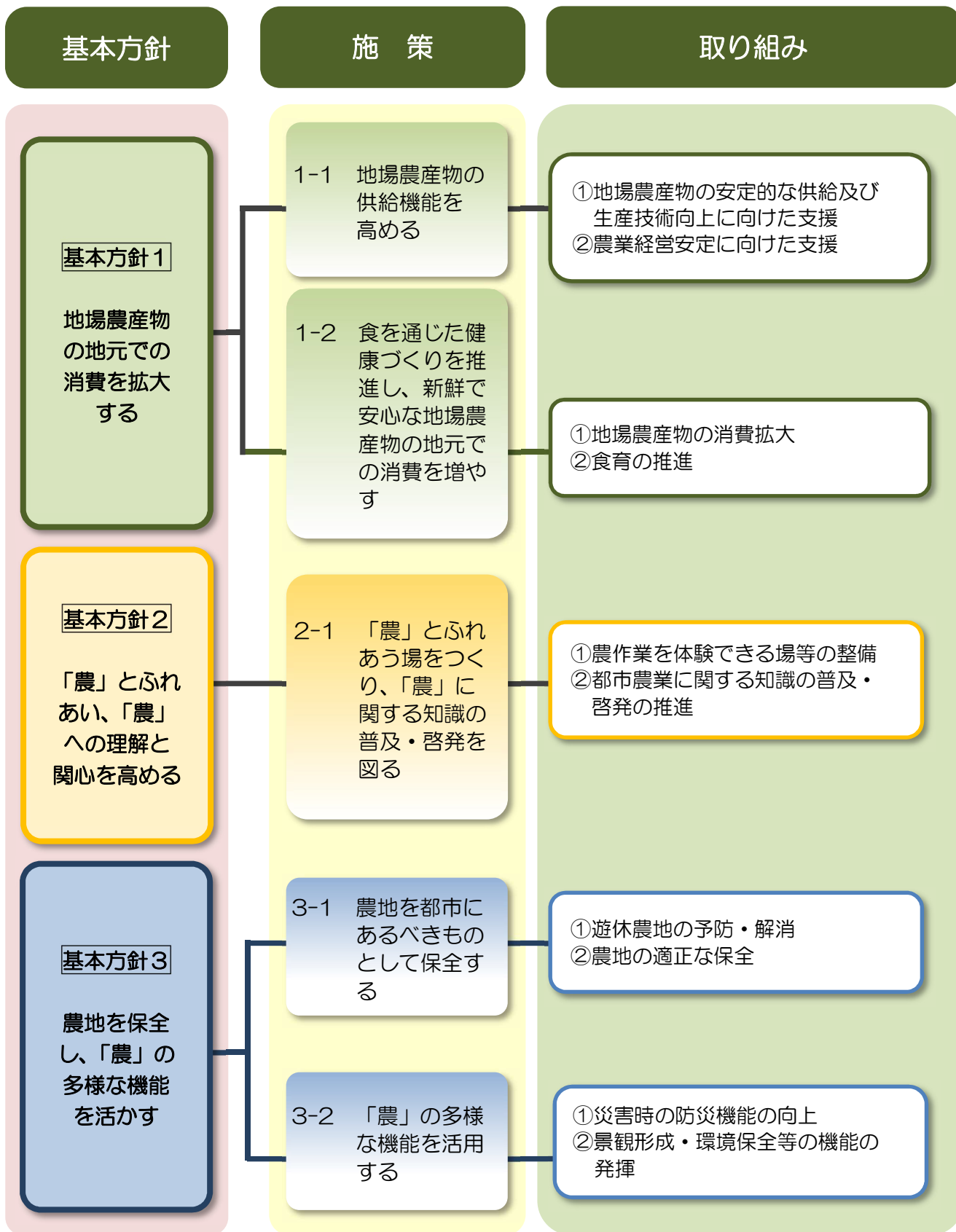


図3-1 施策の体系図

第4章 将来像の実現に向けた取り組み

第1節 取り組み内容

基本方針1 地場農産物の地元での消費を拡大する

1-1 地場農産物の供給機能を高める

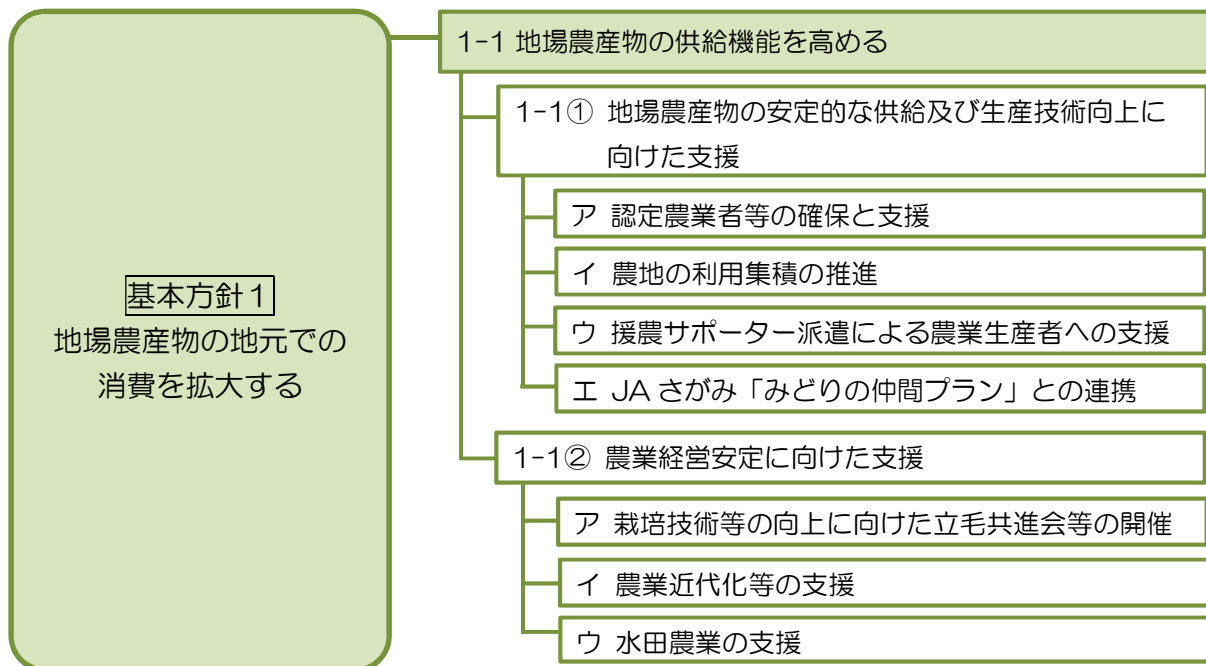


図4-1 基本施策 1-1

1-1① 地場農産物の安定的な供給及び生産技術向上に向けた支援

地場農産物を安定的かつ効率的に生産ができるように、栽培技術向上に向けた知識・情報等の提供、担い手に対する農地の集約化を図ることなどから、地場農産物の生産を振興します。なお、農業者の生産環境向上のため、農地等への不法投棄を防止する対策を行うほか、ハクビシン、アライグマ等の鳥獣害対策を行います。また、生産にあたっては、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を推進します。

主な取り組み

ア 認定農業者等の確保と支援

- 農業経営改善を進める認定農業者や認定を受けようとする農業者などに対して、経営の相談や各種研修会の開催や情報交換会等の周知等を行うことで、認定農業者等の確保と支援を行います。



認定農業者

イ 農地の利用集積の推進

- 意欲的な農業者に対し、積極的に農地の貸し借りを推進し、農地の集約化や規模拡大を図ることで、生産性の向上を支援します。

ウ 援農サポーター派遣による農業生産者への支援

- 農作業の負担軽減や生産性の向上に向け、支援を希望する農業者に援農サポーターを派遣します。

エ JAさがみ「みどりの仲間プラン」との連携

- JAさがみが策定し、取り組む都市農業振興戦略「みどりの仲間プラン」との連携を図り、生産・販売力の強化や都市農業経営・営農への理解醸成に向けた取り組み等を推進します。

1-1② 農業経営安定に向けた支援

農業経営の安定や生産を目的に、農業団体などが行う農業の近代化施設整備に対し補助を行います。また、農畜産物の品質向上やコスト削減につながるよう栽培技術向上に向けた知識・情報等の提供を行います。

主な取り組み

ア 栽培技術等の向上に向けた立毛共進会等の開催

- 市内農業者の農業経営の安定化に向けて、立毛共進会（栽培中の農産物・果樹の育成状況、畑の管理状況等の審査会）により、圃場の管理体制や栽培状況を見直す機会とすること、また、やまと産業フェアの農産物等の品評会や持寄品評会により成果発表の機会とすることなど、各種品評会等を定期的を開催することを通じて、栽培技術の向上を図り、農産物の品質の向上を目指します。



立毛共進会

イ 農業近代化等の支援

- 農業団体等が行う施設整備や設備導入の際に補助金を交付することで、農業の近代化を進め、経営の安定化に向けた支援をします。



直売所

ウ 水田農業の支援

- 「経営の所得安定を図る交付金」や「水路の泥上げなど水田を維持する活動の交付金」について交付等を行うことで水田農業経営の改善に向けた支援を行います。

1-2 食を通じた健康づくりを推進し、新鮮で安心な地場農産物の地元での消費を増やす

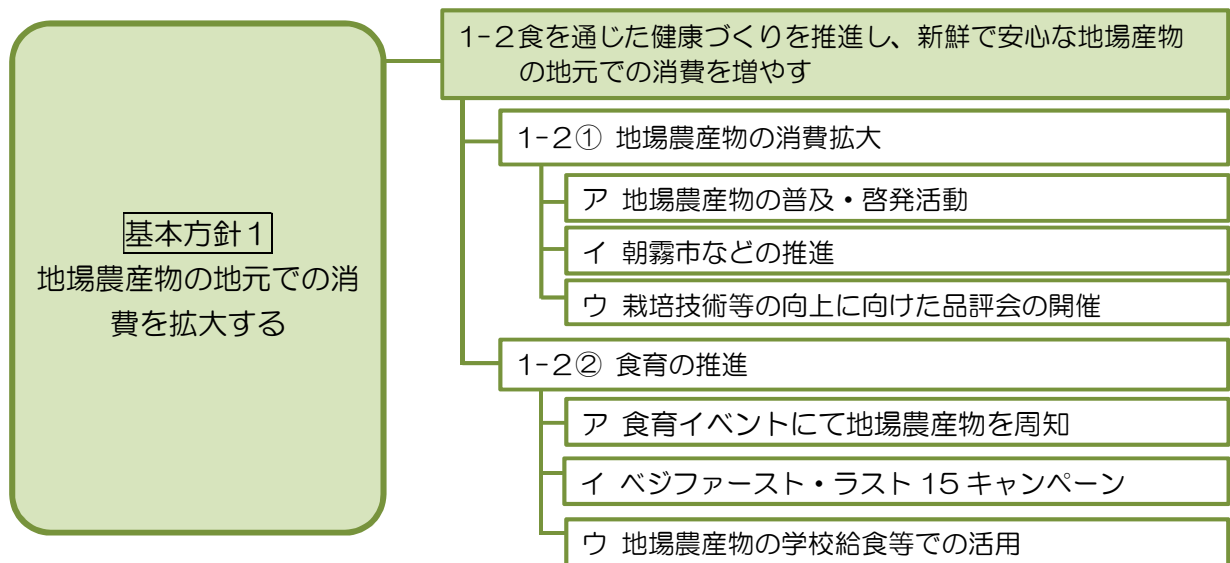


図4-2 基本施策 1-2

1-2① 地場農産物の消費拡大

本市の地産地消を推進するため、地場農産物を販売する朝霧市・夕やけ市・おさんぽマーケットなどの直売市を支援するとともに、市民をはじめとした消費者に対して地場農産物のPR活動を行います。

主な取り組み

ア 地場農産物の普及・啓発活動

- 農業団体等が開催するイベント等を積極的に支援するとともに、イベント等で農産物直売所マップの配布などPR活動を行うことで、地場農産物の消費拡大を図ります。

イ 朝霧市などの推進

- 朝霧市・夕やけ市・おさんぽマーケットなどの直売市を支援し、地場農産物を安定的に購入できる機会を確保することで、新鮮で安心な地場農産物の提供を推進します。



夕やけ市

ウ 栽培技術等の向上に向けた品評会の開催

- 農産物等の持寄り品評会などを通じて、地場農産物の魅力を広く市民をはじめとした消費者に周知し、地場農産物をPRします。

1-2② 食育の推進

食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を基本理念に、関係団体などと連携し、「親子が相互に、そして次の世代へ」つながる食育の取り組みを進めます。

主な取り組み

ア 食育イベントにて地場農産物を周知

- 市民の心身の健康増進や生活の質の向上を図ることを目的とした食育イベントにて、地場農産物や市内の直売所等を紹介します。

イ ベジファースト・ラスト 15 キャンペーン

～まず野菜 最後は残さず ごちそうさま～の実施

- 野菜から食べることで、急激な血糖値の上昇を防ぎ、肥満や生活習慣病などを予防するとともに、野菜を食べる量を増やすことを目指します。同時に宴会の最後15分間は食事に集中し、食べ残しをしないように呼びかけることで、食べ物を大切に作る心を育て、食品ロスの軽減を図ります。



ベジファースト・ラスト 15

ウ 地場農産物の学校給食等での活用

- 地場農産物を活用した学校給食の献立や市内保育所における昼食やおやつを提供、学校給食への理解を深めることを目的とした学校給食展の開催、および調理従事者などの資質向上を図る研修会などの実施を通じて、健全で豊かな人間性を育むための学校給食・保育所給食における食育を推進します。



学校給食（ヤマトン汁献立）

基本方針2 「農」とのふれあい、「農」への理解と関心を高める

2-1 「農」とふれあう場をつくり、「農」に関する知識の普及・啓発を図る

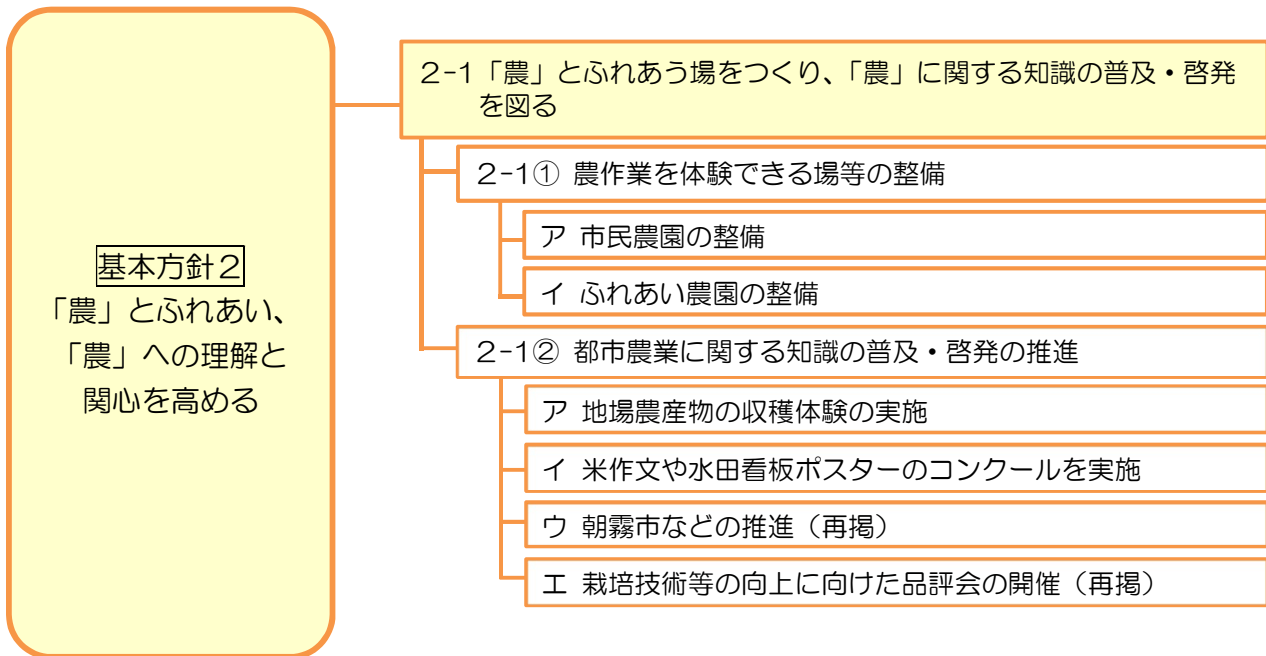


図4-3 基本施策 2-1

2-1① 農作業を体験できる場等の整備

近年のライフスタイルの変化から農業に触れ合いたい、体験したいといったニーズは高まっており、本市ではこれらのニーズに応えるため、市民農園整備を引き続き進めるほか、農業者の指導を受け、収穫体験から本格的な農作業まで行える「体験農園」の開設など、様々なニーズに合わせた農園の支援等を進めます。

なお、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（2018年9月施行）の規定により、民間事業者が農園開設（特定都市農地貸付を行う場合）を希望する場合は、他の農園とのバランスを考慮するとともに、開設が円滑に進むように支援します。

主な取り組み

ア 市民農園の整備

- 市民農園を通じて、農作物の栽培を楽しむ機会やコミュニケーションの場を提供するため、農園の利用状況等に基づき、適切な地域に市民農園を開園していきます。



市民農園

イ ふれあい農園の整備

- JA と協働で実施している観光的な花を栽培する農地の整備などを通じて、農地の有効利用と地域住民へのやすらぎの場の提供を進めます。

2-1② 都市農業に関する知識の普及・啓発の推進

都市農業の多様な役割の1つに「農業に関する市民の理解の醸成」があります。本市では、この理解の醸成の役割に関して、やまと産業フェア等での品評会、朝霧市などの地場農産物の直売の機会、小中学生を対象とした農産物の作文コンクールや水田看板コンクール等を通じて、都市農業に関する知識について普及・啓発を進めていきます。

主な取り組み

ア 地場農産物の収穫体験の実施

- 親子農業見学会や収穫した地場農産物を活用した親子料理教室など、実際に農産物の収穫を体験することで、参加者の都市農業に対する理解を深める機会とします。



親子農業見学会

イ 米作文や水田看板ポスターのコンクールを実施

- 小学生等を対象とした米作文・やまとで採れた野菜作文コンクールや水田看板ポスターコンクールを通じて、身近にある農業等について考える機会を作ることで、都市農業に対する理解を深める機会とします。

ウ 朝霧市などの推進（再掲）

- 朝霧市・夕やけ市・おさんぽマーケットにおける地元農産物の販売やPR活動を通じて、都市農業に関する知識の普及や啓発を進めます。



夕やけ市の地場農産物の販売

エ 栽培技術等の向上に向けた品評会の開催（再掲）

- やまと産業フェアでの農産物や農産物加工品の品評会や持寄り品評会で出品された地場農畜産物を効果的にPRすることで、都市農業に関する知識と啓発を図ります。

基本方針3 農地を保全し、「農」の多様な機能を活かす

3-1 農地を都市にあるべきものとして保全する

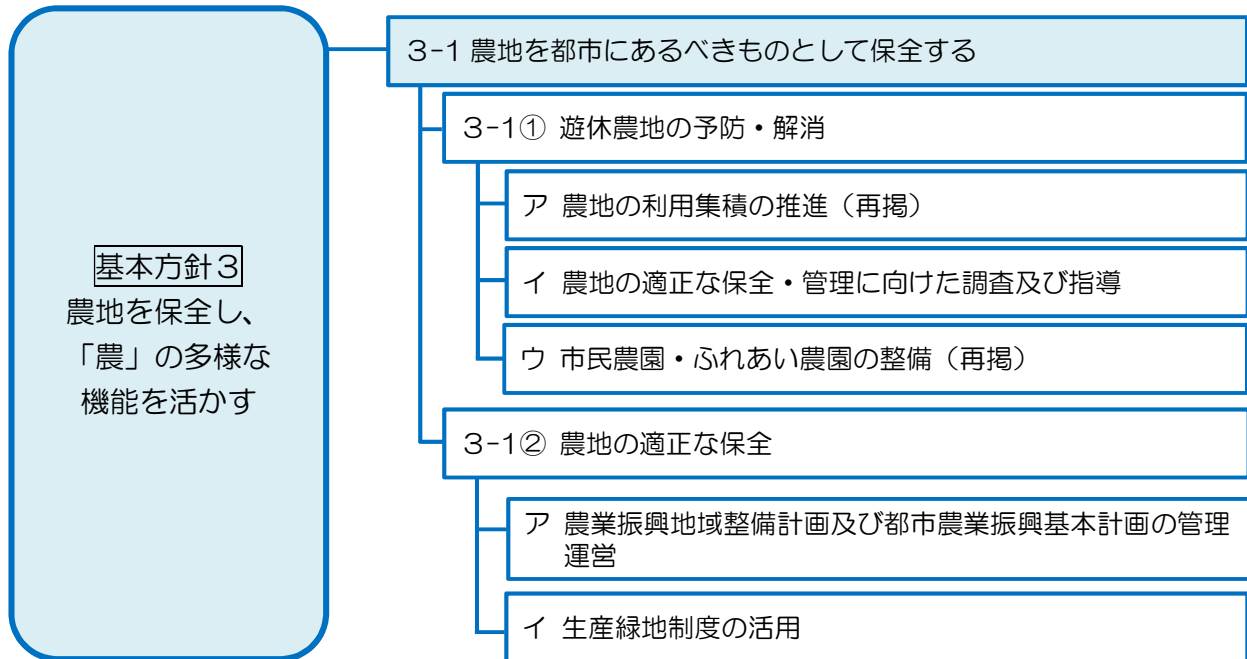


図4-4 基本施策 3-1

3-1① 遊休農地の予防・解消

農地が減少傾向にある中、今後も相続や生産緑地の買取り申出等により、更なる農地の減少が懸念されることから、特定生産緑地制度を活用するなど、市内全域の農地保全に努めます。

また、後継者が居ないなど担い手不足を背景とした遊休農地の対策として、農地の借り手と貸し手のマッチングを進めます。

主な取り組み

ア 農地の利用集積の推進（再掲）

- 遊休農地の予防・解消に向け、意欲的な農業者に農地の貸し借りを誘導するなど農地の集約化に向けた支援を行います。

イ 農地の適正な保全・管理に向けた調査及び指導

- 農地の適正な保全・管理に向け、違反転用や農地の荒廃化を防止するため、関係機関等と協力し、農地の調査や指導などを行います。

ウ 市民農園・ふれあい農園の整備（再掲）

- 遊休農地を予防・解消するための手法の1つとして、観光花農園などのふれあい農園や市民農園としての活用を進めます。また、民間事業者等が都市農地の貸借の円滑化に関する法律の規定により農園の開設を希望する場合については、開設支援を行います。



観光花農園

3-1② 農地の適正な保全

農地の適正な維持管理のため、農業振興地域整備計画及び都市農業振興基本計画に基づいた管理運営を行い、農地の保全を図ります。

また、生産緑地地区として追加で定められた区域や、新たに特定生産緑地に指定された区域の保全を図るとともに、制度周知を図ります。

主な取り組み

ア 農業振興地域整備計画及び都市農業振興基本計画の管理運営

- 農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等の各種計画を定める農業振興地域整備計画及び本計画の適正な管理運営を通じて、農地の保全を図ります。

イ 生産緑地制度の活用

- 都市計画に定められた生産緑地地区は都市環境の保全等、良好な生活環境の確保がなされています。2017年5月の生産緑地法の一部改正により生産緑地地区の面積要件が条例で300㎡まで引き下げ可能となり、また、同一又は隣接する街区内に複数の農地がある場合、一団の農地等とみなして定めることも可能となりました。これら法改正等に伴い、本市では小規模な農地を保全し、「防災・良好な景観形成・環境保全の機能」を有する都市農地を広く生産緑地地区として指定するため、条例の制定や、生産緑地地区指定基準の見直しを検討するなど、新たな生産緑地の確保に努めるとともに、引き続き、都市農地の保全・活用を進めていきます。



生産緑地

3-2 「農」の多様な機能を活用する

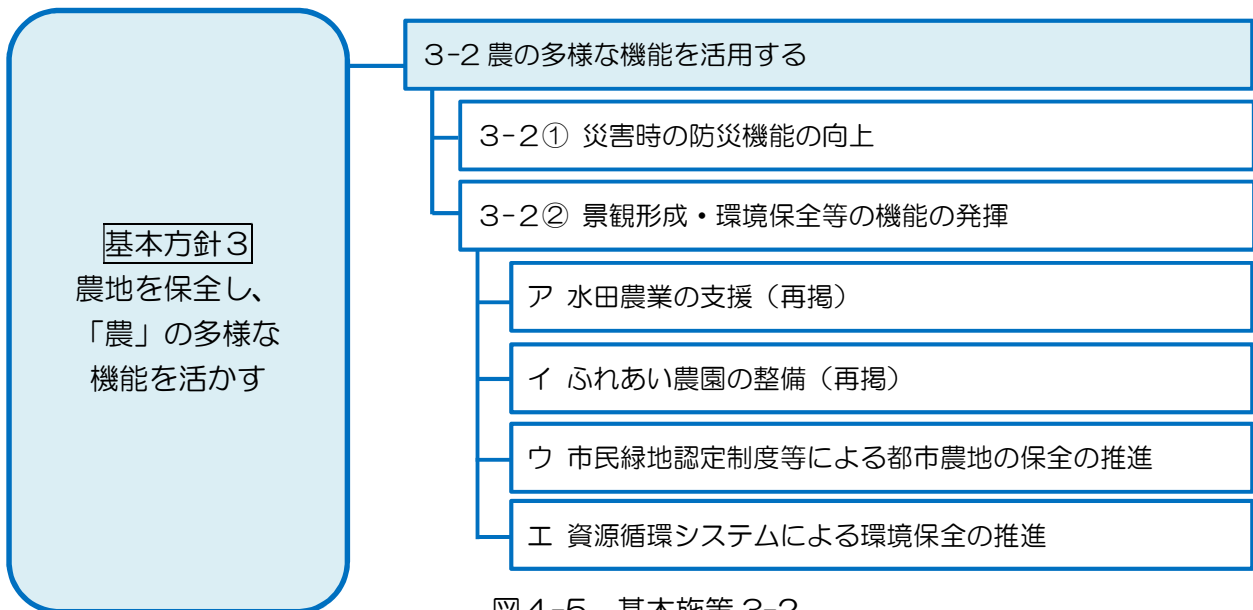


図4-5 基本施策 3-2

3-2① 災害時の防災機能の向上

都市における農地は、貴重なオープンスペースとなっています。災害時における延焼の防止機能だけでなく、地震時における避難場所、復旧用資材置き場等のための防災空間としての役割が期待されていることから、防災協力農地の登録を推進します。

主な取り組み

- 災害（地震・大規模火災等）が発生した時に、市民が緊急的に避難する空間として、また、被災後の復旧用資材置き場等として活用できる「防災協力農地」の登録を推進することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動を図る用地を確保します。



3-2② 景観形成・環境保全等の機能の発揮

農地は潤いのある農景観の形成や、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養、生物多様性の保全など様々な機能を有しており、農地や農業がつくりだしている景観は多様です。

この農景観を次世代に継承するため、貴重な田園風景を保全する取り組みを支援するとともに、緑地保全に関する取り組みを推進します。

主な取り組み

ア 水田農業の支援（再掲）

- やまとふれいあいの里レンゲまつりや多面的機能発揮推進等の水田の保全活動を支援することにより、良好な景観の形成を図るとともに、地域住民に水田保全に対する意識啓発を図ります。



イ ふれあい農園の整備（再掲）

- 観光花農園の整備を支援することで、景観形成や環境保全を推進します。

ウ 市民緑地認定制度等による都市農地の保全の推進

- 都市緑地法の一部改正により、農地が緑地と定義されたことから、都市農業振興基本計画との整合を図りながら、国が新たに設けた市民緑地認定制度や本市既存の市民緑地制度等の利用を促進し、良好な都市環境の形成に係る農地の保全に取り組みます。

エ 資源循環システムによる環境保全の推進

- 学校給食単独調理校で発生する生ごみを業務用生ごみ処理機で処理し、生成されたたい肥を近隣農業者が使用して育てた地場農産物を学校給食食材として利用する資源循環システムを推進するとともに、この仕組みを環境学習の題材として活用することで、環境保全を推進します。

第2節 目標数値の設定

項目	現状値 (2018年3月末時点)	目標値 (2028年度)
援農サポーターの登録者数	40人	55人
朝霧市、夕やけ市、おさんぽマートの年間開催回数	152回	160回
市民農園区画数	943区画	1100区画
農地の利用権設定面積	7.25ha	10.0ha

第5章 計画の推進

第1節 計画推進体制の確立

本計画に沿って、都市農業を守り、持続可能な発展を目指すまち「やまと」を実現していくには、農業者を含む市民、農業団体、民間団体、行政等が各々の役割を分担し、互いに連携・協力し合いながら、本計画に定めた施策等を推進していくことが重要です。

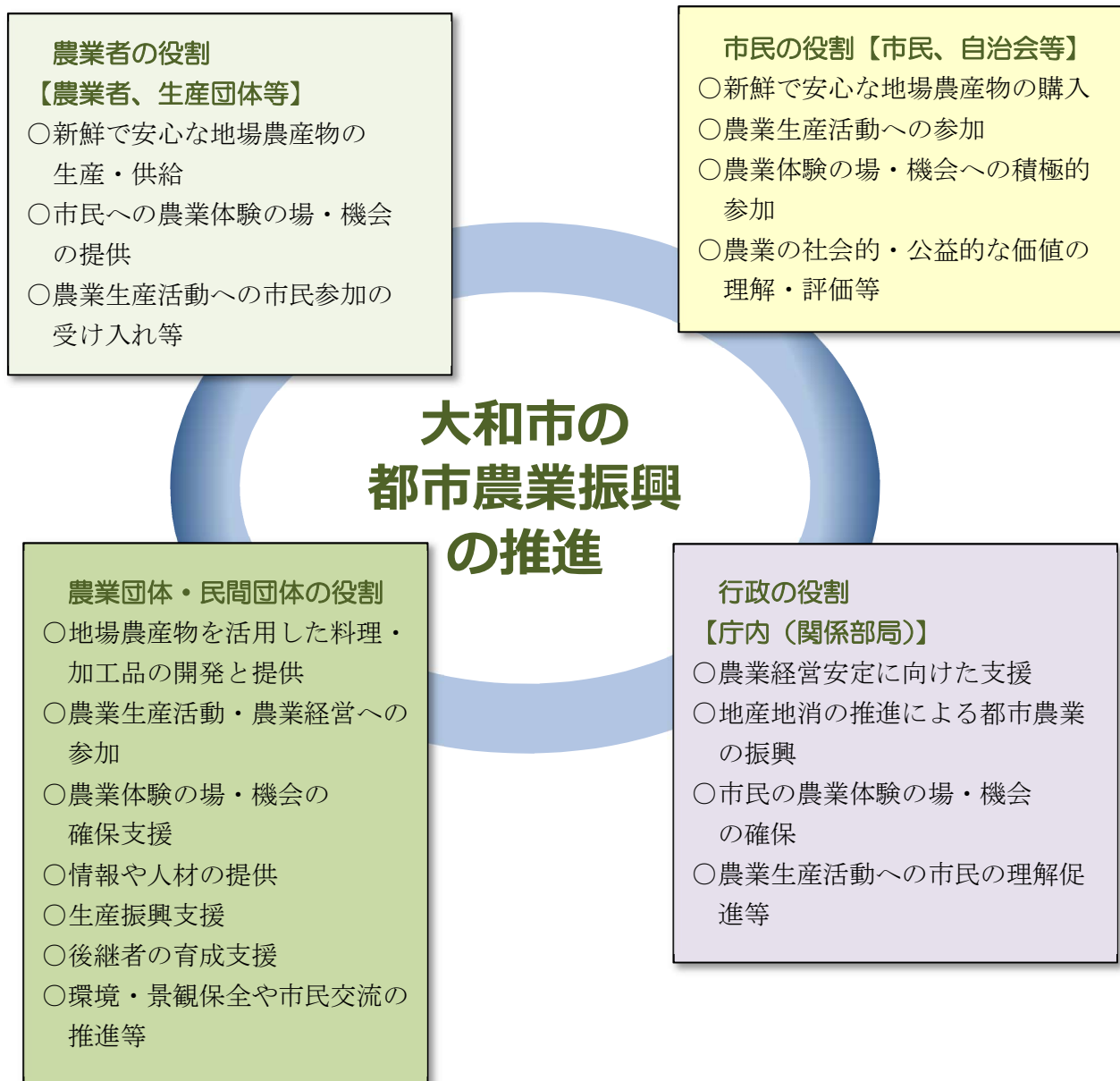


図5-1 大和市都市農業の推進体制

第2節 計画の進行管理

PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を実施することで、計画の進行管理を行います。
また、経済・社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行うものとして
ます。

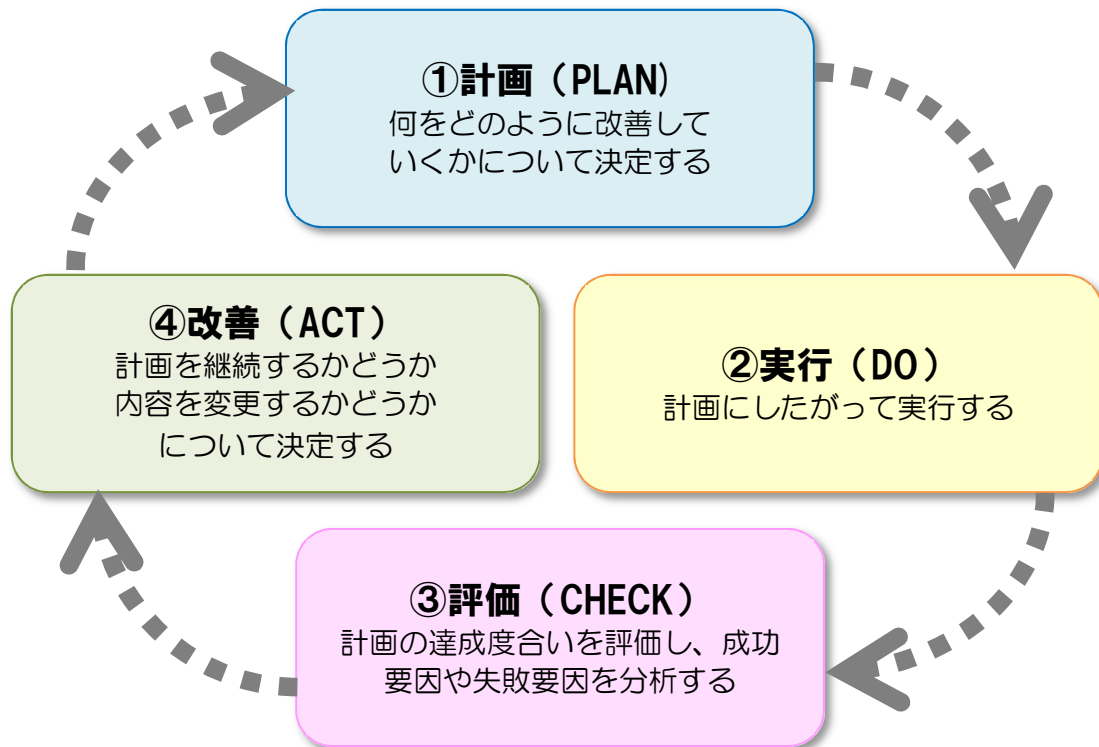


図5-2 基本計画を推進するPDCA サイクル



資料編

用語解説

あ行

援農サポーター

市民農園や家庭菜園などを通して畑仕事に興味を持つ人が増えている半面、農家の高齢化や後継者不足が深刻化している現状を受け、この双方のニーズに応えることを目的に農作業に興味・知識を持った人材を農家に紹介しており、この人材を「援農サポーター」という。

オープンスペース

都市または敷地内で、建造物の建っていない空地のことをいう。

か行

（大和市）環境基本計画

大和市環境を守り育てる基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画。

（地下水の）涵養(カンヨウ)

田畑に貯留した雨水等の多くは、地下にゆっくりと浸透して地下水となっていることをいう。なお、この地下水は、良質な水として下流地域の生活用水等に活用されている。

さ行

市民緑地（制度）

都市緑地法の規定に基づき、都市計画区域内の一定規模以上の土地の所有者と市民緑地契約を締結し、住民の利用に供する緑地のこと。

市民緑地認定制度

民有地を、地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度のこと。

住民基本台帳

氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるもの。

生産緑地

農林漁業との調和を図りつつ、良好な都市環境を確保するため、市街化区域内にある農地等を市町村が都市計画決定したもの。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。

生産緑地の買取りの申出

生産緑地の所有者は、農林漁業の主たる従事者が死亡等の理由により農林漁業に従事することができなくなった場合、または生産緑地として指定された日から 30 年が経過した場合には市町村長に対して買い取るべき旨を申し出ることができる。

た行

特定生産緑地制度

生産緑地地区の指定後、30 年を経過する前に特定生産緑地として指定されると買取り申出の開始時期が 10 年延期され、以後繰り返し 10 年の延長が可能となる制度。この指定により、農地所有者は営農義務が生じるが、税制面での優遇措置を受けることができる。

都市計画基礎調査

都市計画区域について、おおむね 5 年ごとに、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他建設省令で定める事項に関して、現況及び将来の見通しに関する基礎調査。

(大和市) 都市計画マスタープラン

本市の都市計画(まちづくり)に関する基本的な方針を示すものであり、上位計画となる市の総合

計画などを踏まえ、長期的なまちづくりの方針、将来像、その実現の手段、プロセスを総合的・体系的に示す計画。

都市農地の貸借の円滑化に関する法律

都市農業の健全な発展に寄与するとともに、都市農業の有する機能の発揮を通じて都市住民の生活の向上に資することを目的として制定された法律。

な行

農業就業人口

15 歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前 1 年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者をいう。

（大和市）農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良農地を保全し、かつ農業振興のための各種施策を計画的に実施するために定めている計画。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が農業振興地域整備計画の農用地利用計画において定める「農用地として利用すべき土地の区域」のこと。

農業の近代化

農業経営の規模の拡大、生産方式又は経営管理の合理化や、農業従事の態様の改善など、農業経営の改善等に向けた取組みのこと。

農地基本台帳

市町村の農業委員会が世帯状況、就業状況、営農状況などを記録した台帳のこと。

農地の集約化

農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

農地の集積

農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大することをいう。

は行

（大和市）防災協力農地登録制度

災害（大地震等）が発生した時に、市民が緊急的に逃げ込める避難空間や発災後の復旧用資材置場等として活用できる農地を事前に登録することにより、災害時における市民の安全確保及び円滑な復旧活動の実施を目的として創設された制度。

ま行

（大和市）緑の基本計画

緑地の適正な保全や緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために定める基本計画で、「都市緑地法」に基づき、市町村が策定する計画。

大和市都市農業振興基本計画

2019年（平成31年）3月

発行：大和市

編集：環境農政部 農政課

〒242-8601 大和市下鶴間一丁目1番1号（市役所本庁舎4階）

電話（直通） 046-260-5132